

# 財団法人知多地区勤労者福祉サービスセンター業務方法書

## 第1章 総則

### (適用の範囲)

第1条 財団法人知多地区勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の業務は、寄附行為の定めるところのほか、この業務方法書の規定によって実施するものとする。

### (定義)

第2条 この業務方法書において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業とは、常時使用する従業員の数が300人以下又は資本金3億円以下の法人及び個人の事業所をいう。
- (2) 会員とは、センターの会員の資格を取得した事業主及び勤労者（以下「勤労者等」という。）をいう。

### (会員の資格)

第3条 会員になることができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 知多5市5町内の事業所に従事する中小企業の勤労者等
- (2) 知多5市5町内に在住し、中小企業に従事する勤労者等
- (3) その他理事長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものは、会員になることはできない。

- (1) 現に雇用されている者で、今後引き続き5か月以上雇用される見込みのない者
- (2) 加入時において、14日以上休業・安静加療している者及び退職している者又は14日以上休業・安静加療を要すると診断されている者
- (3) 常時勤務に服することを要しない者
- (4) 第13条により資格喪失を受けた者
- (5) 前各号のほか、理事長が不相当と認めた者

### (会員の種類)

第4条 会員の種類は、中小企業が一括して加入する「企業加入会員」及び個人で加入する「個人加入会員」の2種とする。

(入会手続)

第5条 センターに入会しようとする者は、入会申込書に関係書類を添えて理事長に提出し、その承認を得なければならない。

2 理事長は、入会を承認したときは、入会承認書、会員証及び利用助成券を当該会員に交付するものとする。

(資格取得の時期)

第6条 会員たる資格は、当月15日までに入会を承認したときは翌月1日から、16日以降のときは翌々月1日から発生する。

(入会金)

第7条 入会金の額は、会員1人につき1,000円とし、企業加入会員にあつては、原則事業主の全額負担とする。

2 入会金の納付は、初回の会費納入時に併せて納付するものとする。

3 既納の入会金は返還しない。

(会費)

第8条 会費は、会員1人につき月額1,000円とし、企業加入会員にあつては、原則事業主が600円以上を負担するものとする。

2 入会時の会費については、別表のとおり納入するものとする。以降の会費は、3か月に1回先払いするものとし、4月、7月、10月の各1日及び1月4日に指定金融機関の口座から自動振替により納入するものとする。

3 前項に規定する会費の振替金額は、振替月の前月15日現在の会員数に会費を乗じた金額とする。振替月以降、会員数に増減があつた場合は、次期の会費納入額で調整を行うこととする。

4 前第2項の規定による会費の納入が困難な場合は、別に定める方法により納入するものとする。

(会員の追加)

第9条 事業主は、新たに会員を追加する事由が生じたときは、追加加入申込書により理事長に届け出なければならない。

2 前項に定める会員の資格取得時期については、第6条の規定を準用する。

(変更)

第10条 会員は、入会時に届出した内容に変更が生じたときは、変更届をすみやかに理

理事長に提出しなければならない。

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、会員証及び利用助成券を添えて、退会届を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

2 退会届を提出できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 企業加入会員が退会しようとするときは、当該企業の事業主とする。

(2) 個人加入会員が退会しようとするときは、会員本人とする。

(3) 会員の死亡による退会は、事業主又は家族とする。

3 会員は、第1項の規定による理事長の承認を受けた日からその資格を喪失する。

(会費の返還)

第12条 退会した会員の既納のうち、退会を承認した月の翌月以降の会費は返還する。

(資格の喪失)

第13条 会員が次の各号の一に該当したときは、理事長は資格の喪失をさせることができる。

(1) 会費を3か月滞納したとき。

(2) サービスセンターの事業を妨げる行為をしたとき。

(3) 虚偽、その他不正行為により、サービスセンターの事業による利益を受けようとしたとき又は受けたとき。

(4) 前各号のほか、理事長が不相当と認めたとき。

## 第2章 事業

(共済給付事業)

第14条 共済給付事業は、提携先である財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会の定める「共済金給付認定基準」に基づいて実施する。

(融資あっせん事業)

第15条 公的資金援助等のあっせん及び情報の提供をする。

(割引協力店事業)

第16条 割引協力店を指定して契約し、割引料金で品物が購入できるよう利便を図る。

(健康の維持増進事業)

第17条 健康の維持増進のため、次の事業を行う。

(1) 人間ドック補助等の健康管理事業

(2) スポーツセンター施設等の利用をあっせんする健康増進事業

(3) 健康管理意識の普及、啓発事業

(老後生活の安定事業)

第18条 老後生活の安定を図るための事業を行う。

(1) 生涯生活設計に係る講演会等を開催

(2) 食事・医療に関するものの情報提供

(自己啓発事業)

第19条 自己啓発を助成するため、次の事業を行う。

(1) カルチャーセンター等を利用した学習への援助

(2) 通信教育等を利用した学習への援助

(3) 夜間大学及び定時制高校卒業者への祝金支給

(指定宿泊事業)

第20条 宿泊施設を指定し、その施設を利用できるよう利便を図る。

(指定厚生事業)

第21条 レジャー施設を指定して契約し、低廉な料金で利用できるよう利便を図る。

(利用補助)

第22条 プロ野球入場券、観劇鑑賞券等を購入し、割引料金で利用できるようあつせんする。

(レクリエーション事業)

第23条 日帰り旅行、スポーツ大会等を企画、開催し親睦を図る。

(財産形成事業)

第24条 財産形成を助成するため、勤労者等財産形成に係る普及啓発を行う。

2 住宅資金融資の情報提供と利用あつせんを行う。

(その他事業)

第25条 その他勤労者福祉の目的達成に必要な事業を行う。

### 第3章 雑則

(抛出金品の不還付)

第26条 既納会費を除く抛出金品は、返還しないものとする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、返還することができる。

(業務方法書の変更)

第27条 この業務方法書の変更は、理事会の議決を経なければならない。

(委任)

第28条 この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の同意を得て定める。

附 則

この業務方法書は、サービスセンターの設立許可があった日から施行する。

附 則(平成12年5月11日理事会議案第6号)

この業務方法書は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年11月15日理事会議案第3号)

この業務方法書は平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年11月16日理事会議案第3号)

この業務方法書は平成18年12月1日から実施する。

## 別 表

(会員 1 人当たり)

入会承認日	資格発生日	会 費		備 考
2月16日～ 3月15日	4月 1 日	4、5、6月分	3, 0 0 0 円	4月 1 日に口座振替
3月16日～ 4月15日	5月 1 日	5、6月分	2, 0 0 0 円	5月 1 日までに納入
4月16日～ 5月15日	6月 1 日	6月分	1, 0 0 0 円	6月 1 日までに納入
5月16日～ 6月15日	7月 1 日	7、8、9月分	3, 0 0 0 円	7月 1 日に口座振替
6月16日～ 7月15日	8月 1 日	8、9月分	2, 0 0 0 円	8月 1 日までに納入
7月16日～ 8月15日	9月 1 日	9月分	1, 0 0 0 円	9月 1 日までに納入
8月16日～ 9月15日	1 0 月 1 日	10、11、12月分	3, 0 0 0 円	1 0 月 1 日に口座振替
9月16日～10月15日	1 1 月 1 日	11、12月分	2, 0 0 0 円	1 1 月 1 日までに納入
10月16日～11月15日	1 2 月 1 日	12月分	1, 0 0 0 円	1 2 月 1 日までに納入
11月16日～12月15日	1 月 1 日	1、2、3月分	3, 0 0 0 円	1 月 4 日に口座振替
12月16日～ 1月15日	2 月 1 日	2、3月分	2, 0 0 0 円	2 月 1 日までに納入
1月16日～ 2月15日	3 月 1 日	3月分	1, 0 0 0 円	3 月 1 日までに納入

※ 資格発生日が 4、7、10、1 月の場合は、登録された口座より振替する。  
他の月については、振込用紙にて期日までに納入する。